## 第127号議案

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月8日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第 1 条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年新宿区条例第 14 号)の一部を次のように改正する。 第 3 条第 3 項を次のように改める。
  - 3 第1項の給料表の給料月額に増額等改定(給料月額の改定をする新宿区条例が制定された場合において、当該新宿区条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。)があった場合における会計年度任用職員に対する第1項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第 1 項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属す る年度の12月1日とする。
  - (1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(新宿区における任命権者によって任用される場合に限る。)が、通算して3か月以下の会計年度任用職員
  - (2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(新宿区における任命権者によって任用される場合に限る。)中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第 16 条第 2 項及び第 30 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 130」に改める。

第2条 新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第2条第1項第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤

勉手当」に改め、同項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」 を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉 手当」に改める。

第 14 条第 2 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第 3 項中「第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第15条中「次条」の次に「及び第16条の2」を加える。

第 16 条第 1 項中「この項及び第 30 条第 1 項において」を削り、「同項」を「次条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 30 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 2 項中「100 分の 130」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「及び」の次に「支給の」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第 16 条の 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ支給日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(区規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により決定された給料の月額を基礎として 区規則で定める額に 100 分の 112.5 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び支給の 一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例によ る。
- 4 前3項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員の 勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得 て区規則で定める。

第 28 条第 2 項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第 3 項中「第 1 号」を「同条第 1 号」に改める。

第 29 条中「次条」の次に「及び第 30 条の 2」を加える。

第 30 条第 2 項中「報酬」の次に「の額」を加え、「100 分の 130」を「100 分の 120」に改め、同条第 3 項中「及び」の次に「支給の」を加え、第 3 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

- 第 30 条の 2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員(区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ支給日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員(区規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、第 18 条第 1 項又は第 2 項及び第 19 条第 1 項から第 3 項までの規定により決定された報酬の額を基礎として区規則で定める額に 100分の 112.5 を乗じて得た額に、勤務成績に応じて区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て区規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第 1 条の規定 (新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 16 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の改正規定に限る。) による改正後の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年12 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す

る条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## (提案理由)

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 19 号)の施行に合わせ会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとする等所要の改正を行う必要があるため